



流山市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査及び同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

平成30年2月15日

流山市監査委員 佐々木 健



流山市監査委員 海老原 功



平成 2 9 年度
定期監査・行政監査報告書

流山市監査委員

目 次

第 1	監査を実施した監査委員名	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の期間	1
第 4	監査の対象部局	1
第 5	定期監査	2
1	監査の目的及び方法	2
2	重点事項	2
3	総合意見	2
(1)	財務に関する事務について	2
(2)	使用料、手数料、諸収入の賦課徴収について	2
4	個別意見	3
(1)	指摘事項	5
(2)	検討・要望事項	6
(3)	注意事項（措置対象外）	7
第 6	行政監査	8
1	監査テーマ	8
2	監査の目的及び方法	8
3	監査の範囲	9
4	随意契約とした賃貸借契約の概要について	10
(1)	随意契約とした根拠法令	10
(2)	契約の種類について	12
(3)	契約の期間について	12
(4)	契約保証金に係る事項について	13
5	総合意見	13
6	個別意見	13
(1)	指摘事項	15
(2)	検討・要望事項	16
(3)	注意事項（措置対象外）	16

平成29年度流山市定期監査・行政監査報告

第1 監査を実施した監査委員名

佐々木 健一
海老原 功一

第2 監査の種類

定期監査・行政監査

第3 監査の期間

自 平成29年9月4日
至 平成30年1月26日

第4 監査の対象部局

監査の実施に当たっては、市長部局、上下水道局、教育委員会及び行政委員会事務局等の全てを対象とした。

監査の実施状況は、次表のとおりである。

監査実施状況

対象部局名	実施月	対象事務事業の期間
総合政策部、総務部、 財政部、環境部、 監査委員事務局、消防本部	10月	4月1日から8月31日まで
市民生活部、健康福祉部、 子ども家庭部、都市計画部、 都市整備部、議会事務局、 選挙管理委員会事務局、 土木部	11月	4月1日から9月30日まで
経済振興部、会計課、 上下水道局、 農業委員会事務局、 学校教育部、生涯学習部	12月	4月1日から10月31日まで

第5 定期監査

1 監査の目的及び方法

流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号）に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを目的として、全ての部局に係る事務事業について、次のとおり関係書類の提出を求め、かつ、関係職員から説明を聴取して実施した。

- ・職員配置及び主要事務分担
- ・課の年間事務・事業の実施状況
- ・予算執行状況（歳入）
- ・予算執行状況（歳出）

2 重点事項

使用料、手数料、諸収入の賦課徴収について

着眼点：調定は根拠法令に適合しているか。調定手続は適正に行われているか。遅延はないか。

3 総合意見

（1）財務に関する事務について

財務に係る事務については、調定票及び支出負担行為票の起票漏れが散見された。

担当職員はもちろんのこと全職員が再発防止策を講じるとともに、厳正なチェック体制を構築し、適正な伝票事務を徹底されたい。

（2）使用料、手数料、諸収入の賦課徴収について

賦課徴収については、流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号。以下「規則」という。）に基づき、おおむね適正に事務が執行されていた。

しかし、賦課徴収事務の一部において、占用料など年度当初に調定事務をすべきところを数か月後に起票するなど、規則に定められた調定時期に調定の手続が行われていないものや、納入期限後の督促手続を怠るなど、不適切な処理が散見されたので、規則に基づく適正な事務処理を徹底されたい。

また、調定事務については、規則と事務実態が伴っていない事例が散見された。この件については、検討・要望事項として後述する。

4 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「部局別指摘事項等一覧」のとおり、指摘事項、検討・要望事項及び注意事項が認められた（表1）。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

【表1 定期監査 部局別指摘事項等一覧】

部局名	指 摘 事 項								検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
総合政策部								0	0	0
総務部	1							1	0	0
財政部								0	1	0
市民生活部								0	1	0
健康福祉部	1						1	2	2	10
子ども家庭部				1				1	1	0
経済振興部	1							1	1	2
環境部								0	1	1
都市計画部			1					1	0	8
都市整備部	2							2	0	1
土木部								0	2	4
会計課								0	0	0
上下水道局								0	0	1
議会事務局							1	1	0	0
選挙管理委員会事務局								0	0	1
監査委員事務局								0	0	1
農業委員会事務局								0	0	0
学校教育部	1							1	2	7
生涯学習部							2	2	1	3
消防本部	1						1	2	0	0
合計	7	0	1	1	0	0	5	14	12	39

[指摘事項]

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等を監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

<法律、条例、規則等に反している事項>

・納期限を過ぎても納入に至らないものがあつたにもかかわらず、規則第44条の規定による督促を行っていなかった。規則に基づく適正な事務手続を求める。

(総務部財産活用課、健康福祉部介護支援課、都市整備部みどりの課)

・現金の取扱いがあるものの現金取扱簿が整備されていなかった。現金取扱簿を速やかに整備し、規則に基づく適正な管理を求める。

(経済振興部農業振興課、学校教育部教育総務課)

・流山市占用料条例(平成13年流山市条例第19号)の改正があつたにもかかわらず、改正前の金額で相手方に請求をしていた。また、還付処理はしたもののその後の調定手続が行われていなかった。適正な事務手続を徹底されたい。

(都市整備部まちづくり推進課)

・訓練用消耗品について、契約日、履行期間、売主が同一であり、入札に付することができる案件であるにもかかわらず、分割発注をし担当課案件として契約を行っていた。適正な契約事務を執行されたい。

(消防本部中央消防署)

<事故が発生するおそれがある事項>

・窓口で現金を収入しているものの、入金までに日数を要しているものがあつた。規則に基づく適正な事務手続を求める。

(都市計画部都市計画課)

<不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項>

・電話停止手続の失念により、1か月分の電話料金を多く支払うこととなつてしまった。適正な事務手続を徹底されたい。

(子ども家庭部子ども家庭課)

<その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項>

・過年度分の支払漏れがあつた。支払事務の改善を図られたい。

(健康福祉部社会福祉課、議会事務局)

・千葉県青少年補導員連絡協議会運営事業において、補導員に食事代を支出していた。適正な執行に努められたい。

(生涯学習部生涯学習課)

・家庭教育事業において、講師に食事代を支出していた。適正な執行に努められたい。

(生涯学習部公民館)

・消防団活動事業において、団員等に食事代を支出していた。適正な執行に努められたい。

(消防本部消防総務課)

(2) 検討・要望事項

調定の時期については、規則第30条第1項4号で、「随時の収入で納入の通知を発しないもの（原因の発生したとき、又は収入のあったとき）」と規定されているものの、複写機使用料や公衆電話使用料については、月1回の調定が多く見られ、事務の効率性から規則の見直しが必要との声が複数の課から聞かれた。事務実態と規則の整合を図ることにより、適法かつ効率的な事務処理について全庁的な検討を要望するものである。

(財政部財政調整課)

また、調定事務については、定期監査時の歳入執行状況の提出資料により、初めて未調定であることがわかり、その時点で調定票を起票する事例が散見された。担当職員はもちろんのこと全職員が再発防止策を講じるとともに、チェックシートを作成するなど厳正なチェック体制を構築されたい。

(市民生活部コミュニティ課)

(健康福祉部高齢者生きがい推進課・健康増進課)

(子ども家庭部保育課)

(経済振興部商工振興課)

(環境部クリーンセンター)

(土木部道路管理課)

(学校教育部教育総務課・学校教育課)

(生涯学習部生涯学習課)

(3) 注意事項（措置対象外）

注意事項については、速やかに適正な対応を講じられたい。
また、予備審査において口頭で是正を求めた事項も同様である。

【表2 定期監査 注意事項一覧】

注意事項	部局課等名
・調定日について、規則に定められた調定の時期に調定の手続が行われていないもの	健康福祉部社会福祉課・障害者支援課・児童発達支援センター・健康増進課、経済振興部農業振興課、環境部環境政策・放射能対策課、都市計画部建築住宅課・宅地課、都市整備部みどりの課、土木部道路管理課・河川課、学校教育部教育総務課、生涯学習部図書・博物館、上下水道局水道工務課
・各手数料の調定額と収入済額に不一致が散見されたもの	都市計画部建築住宅課
・重複調定があったもの	土木部道路管理課
・支出負担行為票の未起票があったもの	健康福祉部介護支援課、経済振興部農業振興課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、学校教育部教育総務課・学校教育課・指導課、生涯学習部生涯学習課
・支出負担行為票の起票日に誤りがあったもの	都市計画部建築住宅課

第6 行政監査

1 監査テーマ

随意契約とした賃貸借契約（土地・建物、会場借上を除く。）について

2 監査の目的及び方法

パソコンやプリンター等の機器、車両、システムなどを賃貸借する契約は多いが、その中には競争の方法によらないで任意に特定の相手方を選定し契約を締結する随意契約がある。本市においては、随意契約の公平性、透明性、経済性を確保するために、随意契約に関する指針（平成18年10月19日制定。以下「指針」という。）が定められているところである。

そこで、流山市監査基準に基づき、土地・建物、会場借上を除く賃貸借契約のうち、随意契約としたものを対象に、契約事務の実態を把握し、事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを目的として、監査の対象部局に係る事務事業について、賃貸借契約調書（随意契約分）の提出を求め、かつ、関係職員から説明を聴取して実施した。

3 監査の範囲

対象事務事業の各期間（1 ページ参照）の末日時点において契約が継続しているもので、かつ、設計額（又は予算額）が40万円以下の随意契約84件を対象とした。

なお、部局別の契約件数及び構成比は、表1のとおりである。

【表1】

部局名	件数（件）	構成比（%）
総合政策部	6	7.1
総務部	6	7.1
財政部	9	10.7
市民生活部	9	10.7
健康福祉部	10	11.9
子ども家庭部	4	4.8
経済振興部	2	2.4
環境部	4	4.8
都市計画部	0	0.0
都市整備部	1	1.2
土木部	2	2.4
会計課	1	1.2
上下水道局	3	3.5
議会事務局	2	2.4
選挙管理委員会事務局	1	1.2
監査委員事務局	0	0.0
農業委員会事務局	0	0.0
学校教育部	0	0.0
生涯学習部	20	23.8
消防本部	4	4.8
合 計	84	100.0

※構成比（%）は、原則として小数点以下第二位を四捨五入し、合計が100.0となるよう一部調整した。

4 随意契約とした貸借契約の概要について

(1) 随意契約とした根拠法令

契約締結の方法は競争入札によることが原則である。このことから、指針では、競争入札による原則に基づき、競争性、経済性、透明性の確保を図ることができる契約方法を十分に検討するとともに、随意契約を締結する場合は、総合的評価を含め、特定の者に限られる具体的な理由を明確にし、厳正な業務執行に努めなければならないとしている。

随意契約によることができるのは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号から第9号まで及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「公企法施行令」という。）第21条の14第1項第1号から第9号までの規定に該当する場合で、指針には施行令第167条の2の運用基準が規定されている。

随意契約の根拠法令別件数及び構成比は、表2のとおりである。その性質又は目的が競争入札に適しない場合とする施行令第167条の2第1項第2号を適用しているものが28件（33.3%）と最も多く、次に規則第140条に定める金額の範囲内の契約をするときとする同項第1号を適用しているものが21件（25.0%）となっている。

【表 2】

地方自治法施行令第167条の2第1項 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項)		件数(件)	構成比(%)
第1号	規則第140条に定める金額の範囲内の契約をするとき(物件の借入れは40万円以下)	21	25.0
第2号	その性質又は目的が競争入札に適しないとき	28	33.3
第3号	特定の施設等から物品を調達する又は役務の提供を受ける契約をするとき	0	0.0
第4号	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより市長(管理者)の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき	0	0.0
第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき	0	0.0
第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき	1	1.2
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	0	0.0
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	0	0.0
第9号	落札者が契約を締結しないとき	0	0.0
関係書類に随意契約とした根拠法令の条項の記載がなかったもの		34	40.5
合 計		84	100.0

※構成比(%)は、小数点以下第二位を四捨五入した。

なお、規則第141条第5項において、「予算執行者は、随意契約による場合においては、その関係書類にその根拠法令の条項を記載しなければならない」と規定されているものの、根拠法令の条項記載がないものは34件(40.5%)であった。

また、公営企業の上下水道局においては、公企法施行令第21条の14第1項各号を根拠法令としていない随意契約が見受けられた。この件については、指摘事項として後述する。

(2) 契約の種類について

契約の種類別件数及び構成比は、表3のとおりである。主なものは、その他を除くとOA機器（パソコン、ファクス等）が17件（20.2%）で、次にOAシステム（ソフト）が14件（16.7%）となっている。

【表3】

契約の種類	件数（件）	構成比（%）
車両	7	8.3
OAシステム（ソフト）	14	16.7
OAシステム（機器）	13	15.5
複写機等	13	15.5
OA機器（パソコン、ファクス等）	17	20.2
その他（AED、電話機器、寝具等）	20	23.8
合 計	84	100.0

※構成比（%）は、小数点以下第二位を四捨五入した。

(3) 契約の期間について

契約の期間別件数及び構成比は、表4のとおりである。契約期間1年の単年度契約が60件（71.4%）と最も多く、次に5年の長期継続契約が14件（16.7%）となっている。

長期継続契約を締結することができる契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定される契約のほか、流山市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成17年流山市条例第23号）に該当する場合であり、事務機器等や車両の賃貸借に係る契約についても長期継続契約を締結することができる。ただし、賃貸借期間終了後に再リースをする場合には、単年度契約（随意契約）となるが、複数年度契約としているものが見受けられた。この件については、指摘事項として後述する。

【表4】

種別	契約期間	件数（件）	構成比（%）
単年度契約	1年未満	8	9.5
	1年	60	71.4
長期継続契約	1年超～3年未満	0	0.0
	3年超～5年未満	2	2.4
	5年	14	16.7
	5年超	0	0.0
合 計		84	100.0

※構成比（%）は、小数点以下第二位を四捨五入した。

(4) 契約保証金に係る事項について

規則第146条第4項各号のいずれかに該当するときは、「契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる」と規定されているが、規則第146条第5項には、「契約保証金の全部又は一部を免除したときは、その関係書類にその根拠法令の条項を記載しなければならない」とある。

今回の監査では、対象となった84件全ての随意契約で契約保証金を免除していることを確認したが、根拠法令の条項を関係書類に記載していないものは83件(98.8%)であった。この件については、検討・要望事項として後述する。

また、契約保証金に係る事項についての記載がない契約書も散見されたことから、指摘事項として後述する。

5 総合意見

随意契約とした賃貸借契約については、法令や規則、流山市契約事務取扱要領(平成4年12月18日制定)、指針等に基づき、調査した範囲においておおむね適正に事務が執行されていたが、長期継続契約に該当しない契約で複数年度契約としていた事例や随意契約の根拠法令の適用に誤りのある事例、契約保証金の免除に係る条項について契約書に記載がない事例などが見受けられた。

また、予算執行伺書の決裁区分に誤りがあるもの、決裁日や随意契約の根拠法令の条項について記載が漏れているもの、1者特定理由の記載がないものなども散見された。

このように、今回の監査で全庁的に同じような誤りが顕在していることが明らかとなったことから、漫然と事務処理の方法を引き継ぎ、法令との齟齬に気が付かないまま事務を行うのではなく、随意契約を含めた契約事務の基礎知識を習得することはもちろんのこと、今一度、法令等に照らし適正な契約事務の執行を徹底されたい。

6 個別意見

監査の結果、事務事業の一部について「指摘事項等一覧」のとおり、指摘事項、検討・要望事項等が認められた(表5)。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領により通知を求めるものとする。

【表5 行政監査 部局別指摘事項等一覧】

部 局 名	指 摘 事 項							計	検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)			
総合政策部								0	0	0
総 務 部								0	1	9
財 政 部	1							1	0	5
市民生活部								0	0	9
健康福祉部	1							1	0	23
子ども家庭部								0	0	2
経済振興部	1		1					2	0	2
環 境 部								0	0	2
都市整備部								0	0	1
土 木 部	1							1	0	1
会 計 課								0	0	2
上下水道局	2							2	1	2
議会事務局								0	0	3
選挙管理委員会事務局								0	0	2
生涯学習部								0	0	38
消 防 本 部								0	0	1
合 計	6	0	1	0	0	0	0	7	2	102

[指摘事項]

(1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）

(2) 不正な行為がなされた事項

(3) 事故が発生するおそれがある事項

(4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項

(5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項

(6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項

(7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等を監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

<法律、条例、規則等に反している事項>

・長期継続契約終了後の再リース契約は単年度契約であるが、複数年度契約となっていた。規則等に基づく適正な契約事務を執行されたい。

(財政部税制課)

・契約保証金を免除しているものの、契約書にその記載が漏れていた。規則等に基づく適正な契約事務を執行されたい。

(健康福祉部社会福祉課)

・契約保証金を免除しているものの、契約保証金に係る条項が契約書になかった。独自の契約書を使用する場合には条項等を確認するとともに、規則等に基づく適正な契約事務を執行されたい。

(土木部道路管理課、経済振興部流山本町・利根運河ツーリズム推進課)

・公営企業である上下水道事業の随意契約は、公企法施行令第21条の14第1項各号を根拠法令とするところ、施行令第167条の2第1項各号を適用していた。適正な根拠法令の適用を求める。

(上下水道局水道工務課、下水道建設課)

<事故が発生するおそれがある事項>

・契約書に別紙「見積書」のとおり利用費用を支払う条項が記載されているものの、見積書が契約書と一体に綴じ込まれていなかった。適正な事務処理を行われたい。

(経済振興部流山本町・利根運河ツーリズム推進課)

(2) 検討・要望事項

契約保証金については、規則第146条第1項により、「契約を締結しようとするときは、直ちに契約者をして契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付させなければならない」と規定されている。ただし、同条第4項各号に該当するときは、「契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる」と規定されており、同条第5項で、「予算執行者は、前項の規定により契約保証金の全部又は一部を免除したときは、その関係書類にその根拠法令の条項を記載しなければならない」としている。

今回の監査では、対象となった随意契約全件で契約保証金を免除しているものの、根拠法令の条項を関係書類に記載していない事例が多く見受けられた。その要因として、これまで法令との齟齬に気が付かないまま事務処理を行っていたことや現行の関係書類の様式に記載する項目がないことなどが考えられる。

このことから、各部局においては法令に基づき適正な契約事務を行うことはもとより、契約事務の指導を所掌する部局においては、予算執行伺書や契約締結等記録表などの関係書類の様式を見直すとともに、随意契約を含む契約事務全般の手続について職員への周知徹底を図りたい。

(総務部財産活用課、上下水道局経營業務課)

(3) 注意事項（措置対象外）

注意事項については、速やかに適正な対応を講じられたい。

また、予備審査において口頭では是正を求めた事項も同様である。

【表6 行政監査 注意事項一覧】

注意事項	部局課等名
・関係書類に随意契約とした根拠法令の条項の記載がなかったもの（鉛筆書きとなっていたものを含む）	総務部財産活用課、財政部資産税課、市民生活部市民課・コミュニティ課・国保年金課、健康福祉部社会福祉課・障害者支援課・健康増進課、子ども家庭部保育課、経済振興部流山本町・利根運河ツーリズム推進課、環境部環境政策・放射能対策課、会計課、上下水道局下水道建設課、議会事務局、生涯学習部図書・博物館、消防本部予防課

注意事項	部局課等名
・ 予算執行伺書の決裁区分に誤りがあったもの	財政部市民税課、市民生活部国保年金課、健康福祉部障害者支援課、生涯学習部図書・博物館
・ 予算執行伺書の起票日や決裁日の記載が漏れていたもの（鉛筆書きとなっていたものを含む）	健康福祉部社会福祉課・障害者支援課、会計課
・ 予算執行伺書に1者特定理由の記載がなかったもの	総務部財産活用課、選挙管理委員会事務局
・ 予算執行伺書の契約保証金欄の記載が漏れていたもの	総務部財産活用課、財政部資産税課、市民生活部コミュニティ課、健康福祉部介護支援課・障害者支援課、経済振興部流山本町・利根運河ツーリズム推進課、都市整備部西平井・鱈ヶ崎地区区画整理事務所、土木部道路管理課、上下水道局水道工務課、議会事務局、生涯学習部生涯学習課・図書・博物館
・ 予算執行伺書の契約年月日欄の記載が漏れていたもの	健康福祉部社会福祉課・介護支援課、生涯学習部生涯学習課・公民館・図書・博物館
・ 見積書の日付の記載がなかったもの（鉛筆書きとなっていたものを含む）	財政部財政調整課、市民生活部市民課、健康福祉部障害者支援課、環境部環境政策・放射能対策課、生涯学習部生涯学習課・図書・博物館
・ 日付のない見積書の写しが添付されており、原本を確認できなかったもの	健康福祉部介護支援課
・ 契約に必要な記録の記載がなかったもの	財政部財政調整課
・ 契約日に誤りがあったもの	生涯学習部図書・博物館
・ 請書に日付の記載がなかったもの（鉛筆書きとなっていたものを含む）	総務部財産活用課
・ 旧様式の契約書や請書を使用していたもの	子ども家庭部保育課、選挙管理委員会事務局